



リラックば通信



いつもお世話になっております。

所得税の確定申告業務を無事終え、気持ちを切り替えて春を迎えることができホッとしております。

また、年度末には来年度予算も可決し、29年度の税制改正もスタートします。改正点の大きな目玉の一つでもある所得税の配偶者控除については、裏面で説明することとします。

さて、今回は侍 JAPANの小久保監督を取り上げてみます。

野球の世界大会であるWBCで、日本は準決勝敗退と非常に惜しい結果に終わりました。戦前は、選手層の薄さや監督の采配に対する批判が多く、一次リーグ敗退の危機も噂されましたが、いざ始まると各試合とも緊迫し、応援に熱くなった方も多かったことと思います。

そして大会終了後の各選手のコメントを見ると、「小久保監督のために」という言葉が多くみられました。

その中でも中田選手が「小久保監督から覚悟を感じなかったら自分は怪我を理由に辞退していた」という言葉が印象的でした。世界一奪還を使命とされた日本代表監督としての重圧、また外野からの批判もある中で、使命感を持って真正面から立ち向かい指揮を振るう姿に相当の覚悟を見て取れ、中田選手自身も覚悟を決めてWBCに臨んだのだと思います。経営者（リーダー）は様々な場面で決断を下さなければなりません。その時に必要なのが「迷いを捨てる覚悟」。あやふやな決断だと周りも見透かしますが、覚悟を示すと周りも信頼してついてき、組織も一致団結するということをこのWBCを観て感じました。



くば税理士事務所

川西市小花 1-11-19 曙ビル 301号

TEL:072-757-8419

FAX:072-744-7116

E-mail info@kuba-tax.com

URL : <http://www.kuba-tax.com/>



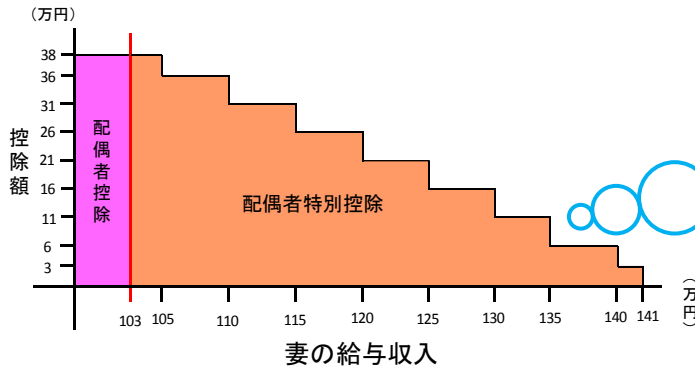


配偶者控除・配偶者特別控除が変わります！

一体何がどのように変わるのか、世帯主が夫と仮定して考えていきたいと思います。

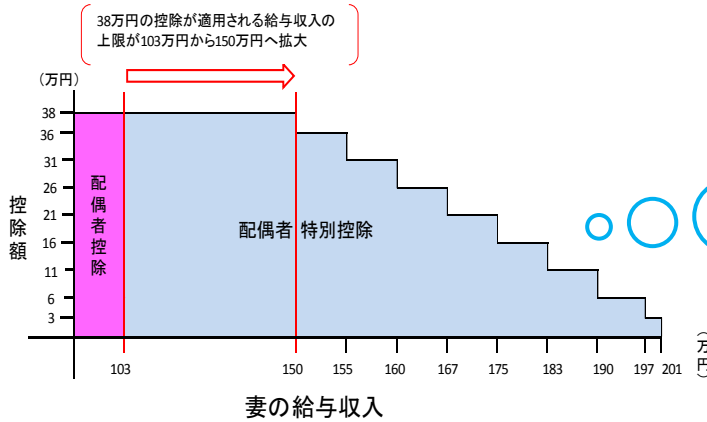


改正ポイント① 配偶者特別控除の拡大



現行の制度

☆妻の給与収入が103万円以下であれば、夫の所得金額から38万円が控除される。
 ☆妻の給与収入が103万円を超えると、妻の給与収入が増えるごとに控除金額が段階的に減額される。
 ☆控除が適用される妻の給与収入の上限は141万円。



改正後の制度

☆妻の給与収入が150万円以下であれば、夫の所得金額から38万円が控除される。
 ☆妻の給与収入が150万円を超えると、妻の給与収入が増えるごとに控除金額が段階的に減額される。
 ☆控除が適用される妻の給与収入の上限は201万円。



改正ポイント② 夫の所得制限の導入

現行の制度

夫の給与収入	1,220万円以下	配偶者控除 適用あり	配偶者特別控除 適用あり ※妻の給与収入により控除額が決定
	1,220万円超	適用なし	適用なし

改正後の制度

夫の給与収入	1,120万円以下	配偶者控除 適用あり	配偶者特別控除 適用あり ※妻の給与収入により控除額が決定
	1,120万円超 1,220万円以下	適用あり ※夫の給与収入により控除額が決定	適用あり ※夫の給与収入と妻の給与収入により控除額が決定
	1,220万円超	適用なし	適用なし

夫・妻の給与収入別控除額(万円)

夫の給与収入(万円)	妻の給与収入(万円)											適用なし
	103以下	103超~150	150超~155	155超~160	160超~167	167超~175	175超~183	183超~190	190超~197	197超~201	201超	
	1,120以下	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	
	1,120超~1,170	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	
1,170超~1,220	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1		
1,220超	適用なし											

具体的な控除金額はこれ！



☆まとめ☆

平成30年から配偶者控除または配偶者特別控除で38万円の満額の控除が受けられるのは『夫本人の給与収入が1,120万円以下で、尚且つ妻の給与収入が150万円以下の人』ということになります。
 新聞やテレビでの報道を見ているとすごく複雑で理解できない！と思いがちですが、ゆっくり聞いてみると案外難しくない(?) かもしれません。もっと詳しく知りたいという方は、監査担当者にお声掛け下さい。